

平成26年度第2回

おおいた子ども・子育て応援県民会議

(協議事項)

幼保連携型認定こども園部会の設置について



## 幼保連携型認定こども園部会の設置について（案）

平成26年 月 日  
おおいた子ども・子育て応援県民会議決定

### 1 設置

平成24年8月に改正された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「法」という。）」により、認定こども園の4つの類型のうち幼保連携型認定こども園については、学校と児童福祉施設の位置付けを持つ単一の施設として知事（中核市長）が認可等を行うこととされ、その際、法第25条に基づき設置した審議会その他の合議制の機関の意見を聴くこととされた。

そのため、「おおいた子ども・子育て応援県民会議条例（平成25年大分県条例第33号）（以下「県民会議条例」という。）」第6条に基づき、法第25条に基づく審議会その他の合議制の機関として、本県民会議に「幼保連携型認定こども園部会」を置く。

### 2 調査審議事項

- (1) 設置認可に当たっての意見（法第17条第3項）
- (2) 事業の停止又は施設の閉鎖命令に当たっての意見（法第21条第2項）
- (3) 認可の取消しに当たっての意見（法第22条第2項）
- (4) その他

### 3 部会の委員等

県民会議条例第6条第2項に基づき、部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。

### 4 設置の時期

県議会平成26年第3回定例会（9月）に、県民会議条例の目的に認定こども園の設置認可等に係る事項について調査審議することを加えるための議案を提出予定であり、議決の後に設置する。

### 5 対象

平成27年4月1日以降に新たに設置される幼保連携型認定こども園（大分市所管分を除く。）を対象とする。

### 6 その他

県民会議条例第6条及びおおいた子ども・子育て応援県民会議運営要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

## 〔参考条文〕

### おおいた子ども・子育て応援県民会議条例（平成25年大分県条例第33号）

（部会）

第6条 県民会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 県民会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって県民会議の議決とすることができる。

### 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

（設置等の認可）

第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。）の認可を受けなければならない。

2 （略）

3 都道府県知事は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

（都道府県における合議制の機関）

第25条 第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。